

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和善隣館（以下当法人という）に将来勤務を希望する有能な保育教諭等を確保・育成するために、奨学金の貸付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この奨学金貸与事業の名称は、大和善隣館奨学金事業とする。

(貸与の対象者)

第3条 保育教諭等の資格を取得するための養成機関に入学が決定又は在学するもので、次の各号に該当するものとする。

- 2 保育教諭等の資格を取得できること。(保育士資格及び幼稚園教諭免許)
- 3 他奨学金制度を受けていないこと。
- 4 卒業後当法人にて勤務する意志を有すること。

(奨学金の貸与基準)

第4条 奨学金の貸与基準は以下とおりとする。

- (1) 貸与期間 奨学金の貸与が承認された月の翌月から卒業する月まで
- (2) 貸与金額 年500,000円(年500,000円を限度に本人希望額)
- (3) 利息 無利息

(奨学金の申請)

第5条 奨学金を受けようとするものは、所定の申請書(様式1-1)及び次の各号に掲げる書類を当法人に提出し、選考を受けなければならない。

- (1) 学校長等の推薦書(書式は任意)
- (2) 成績証明書(未就学の者は高等学校長が作成する調査書)
- (3) 入学証明書又は在学証明書
- (4) 履歴書(写真添付・書式は任意)
- (5) 世帯全員の住民票
- (6) 法定代理人(親権者・未成年者後見人等)の所得証明書
- (7) 身上調書(様式1-2)
- (8) 個人情報取り扱いに関する同意書(様式2)または(様式3)
- (9) その他、当法人が必要と認めたもの
- (10) **当法人の採用試験申込以降の奨学金の申請は受け付けない。**

(返済及び返済の免除)

第6条 奨学金の返済は次の通りとする。

- 2 当法人に採用後、5年間(以下、「従事必要期間」という)勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。ただし、従事必要期間前に当法人を退職した場合には返済義務生じる。免除する金額は次の表によるものとする。

就業期間	5年	4年半	4年	3年半	3年	2年半	2年	1年半	1年	1年未満
免除割合	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%

3 前号の規定により免除された貸与金は所得扱いとなり、所得税及び住民税の対象となる。

4 疾病、災害、育児休暇その他の規定で定める特別の事情により勤務出来なかった期間は従事必要期間に算入しないものとする。

(奨学金貸与の終了と一括返済)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には奨学金貸与を終了すると共に貸与した奨学金の一括返済をしなければならないものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済(様式4)しなければならない。

- (1) 退学した場合
- (2) 正規の就業年限での卒業見込みがなくなった場合
- (3) 停学その他の処分を受けた場合(正当な理由がない休学も含む)
- (4) 学業成績が著しく不良と認められる場合
- (5) 奨学金の貸与を辞退した場合
- (6) 犯罪行為等認められた場合
- (7) 従事必要期間前に当法人を退職した場合
- (8) 当法人採用試験時に著しく成績が不良と認められる場合
- (9) その他前各号に準ずる一括返済を求められてもやむを得ない事由が生じた場合

(学業成績等の報告義務)

第8条 奨学生は、毎年度終了後1か月以内に過去1年分(前年度の4月1日から3月31日まで)の学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。また、契約書の内容に変更があった場合は、速やかに当法人へ報告しなければならない。

- 2 奨学生は、卒業又は修了後速やかに当法人に卒業証書・資格取得証明書の写しを提出しなければならない。

(奨学生の審査と承認)

第9条 選考等については選考委員会が次の各号に沿って行う。

- (1) 選考委員会は、施設長を含む法人理事・監事・評議員5名以上が書類選考及び面接にて審査する。
- (2) 理事長は、選考委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。
- (3) 審査結果については、奨学金貸与決定通知(様式5)にて速やかに通知する。
- (4) 奨学生は奨学金貸与決定通知を受領後、理事長に対して速やかに奨学生誓約書(様式6)を提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金の決定を受けた者は、あらかじめ奨学金の振込先を当法人理事長に届出(様式7)しなければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。

(契約)

第11条 奨学金の貸与に関し、当法人と奨学生との間で奨学金貸借契約(様式8)を締結し、契約書を作成する。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人については、原則法定代理人(親権者、未成年者後見人等)とし、一定の職業を有していることとする。

- 2 連帯保証人は、奨学生と連携して責務を負うものとする。

(連帯保証人の変更)

第13条 当法人理事長が連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、速やかに連帯保証人変更届(様式9)に連帯保証人の保証書(様式10)及び所得証明書を添えて提出しなければならない。

(奨学生の辞退)

第14条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式11)を理事長に提出しなければならない。辞退した場合は、貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで一括返済(様式4)しなければならない。

(入職辞退)

第15条 奨学生が卒業後、当法人への入職を辞退した場合は、貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで一括返済(様式4)しなければならない。

(資格が取得できなかった場合)

第16条 奨学生が卒業(必要な課程を修了)後、資格を取得できなかった場合は、1年間を限度に返済猶予の申請(様式12)ができる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、且つ当法人への入職の意志がある者のみとし、これらの意志がない場合、又は本人の意志と関係なく不可能と認められる場合は、第14条と同様の扱いとする。

(届出義務)

第17条 奨学生が退学、休学、停学、留年、転学したときは当法人へ速やかに届出(様式13)しなければならない。

- 2 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又はその親族は、事実を確認できる書面を添えて、当法人へ速やかに届出(様式14)しなければならない。
- 3 奨学生、法定代理人(親権者・未成年者後見人等)、又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等に変更が生じた場合は、当法人へ速やかに届出(様式15)しなければならない。

(延滞利息)

第18条 奨学生は、正当な理由なく、第7条、第14条、第15条に定める奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の当日までの期間に応じ返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(奨学金台帳の作成)

第19条 理事長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式16)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、10年間保存しなければならない。

(紛争)

第20条 貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、金沢地方裁判所小松支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特例事項)

第21条 奨学生が病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、理事長の判断にて、奨学金の一部返済免除及び全額返済免除することが出来る。また、従事必要期間中に死亡等、業務継続が出来なくなった場合も、理事長の判断にて一部又は全額返済免除出来るものとする。(様式17)

(雑則)

第23条 本規程にない事案が生じた場合には、当事者間にて協議を行った上で、理事長が判断する。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

奨学金申請書

社会福祉法人 大和善隣館
理事長 殿

私は、社会福祉法人大和善隣館奨学金貸与規程に基づき、在学期間中、学業に励み、卒業後、大和善隣館職員になることを希望し、奨学金貸与を申請いたします。

(申請者)

〒

住 所
氏 名
電話番号
学 校 名
学 年

印

1. 貸与希望金額 金 円 (1年間)

2. 貸与希望期間 年 月 日 から 年 月 日 (1年間)

3. 本申請が承認された場合、契約書を取り交わします。

(法定代理人)

〒

住 所
氏 名
電話番号
勤 務 先
勤務先電話番号

印

申請理由等ご記入ください。

身 上 調 書

申請者	フリガナ				性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日		
	氏名									
	住所	〒			電話番号 (自宅) 携帯番号		(自宅) _____ (携帯) _____			
	履歴	学 歴			職 歴					
		中学								
高校										
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	勤務先・学校名		健康状態			
法定代理人または連帯保証人	フリガナ				性別	男 女	生年月日	年 月 日		
	氏名									
	住所	〒			電話番号 (自宅) 携帯番号		(自宅) _____ (携帯) _____			
	職業				申請者との関係					
	勤務先				勤務先電話番号					

様式2

個人情報の取り扱いに関する同意書

社会福祉法人大和善隣館

理事長

殿

私は、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報保護に対する基本方針」により、貴法人における個人情報の取り扱いについて理解しました。

私は、奨学金の利用に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、「個人情報の取扱い説明書」及び社会福祉法人大和善隣館の定める「個人情報保護に対する基本方針」に基づき取り扱われることに同意いたします。

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

Ⓔ

年 月 日

(法定代理人)

住所

氏名

Ⓔ

様式3

個人情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

私は、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報保護に対する基本方針」により、貴法人における個人情報の取り扱いについて理解しました。

私は、奨学金の利用に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、「個人情報の取扱い説明書」及び社会福祉法人大和善隣館の定める「個人情報保護に対する基本方針」に基づき取り扱われることに同意いたします。

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

㊞

(連帯保証人)

住所

氏名

㊞

様式 4

奨学金一括返済届

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

届出者（本人・連帯保証人）

住所

氏名

㊞

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規定第 7 条・第 1 4 条・第 1 5 条の規定に基づき、奨学金を一括返済するにあたり、下記のとおり返済事由及び返済方法を届出いたします。

奨学生氏名	
返済事由	
返済方法	
備 考	

奨学金貸与決定通知

(申請者)

_____様

あなたは、社会福祉法人大和善隣館の奨学金を貸与する学生であることを認め、下記の内容で奨学金を貸与いたします。

1. 貸与希望金額 金 _____ 円 (1年間)
2. 貸与希望期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 (1年間)

在学期間中、本奨学金を有効活用し、学業に励んでください。

社会福祉法人大和善隣館
理事長

Ⓜ

誓 約 書

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

(申請者)

_____ 印

私は、社会福祉法人大和善隣館奨学金規程により、奨学金を借り受けます。
在学中は学業に専念し、卒業後直ちに職員として貴法人の指定する施設に従事必要期間勤務することを誓約いたします。

奨学金振込依頼書

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

奨学金の貸付が決定後は、下記に振込をお願いいたします。

(申請者)

住所

氏名

㊞

(法定代理人)

住所

氏名

㊞

(フリガナ) 金融機関	
(フリガナ) 支店名	
口座種類	普通預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

*奨学生本人名義の銀行口座に限ります。



奨学金貸借契約書

貸主 社会福祉法人大和善隣館を甲、借主_____を乙、
乙の連帯保証人_____を丙として、社会福祉法人大和善隣館奨学金貸与規程（以下、
規程という）に従い次のとおり奨学金貸借契約をする。

第 1 条 甲は、乙の奨学金として_____年__月__日から_____年__月__日までの在学に対
し、奨学金_____円を貸付け、乙はたしかにこれを借受け、受領した。
甲は奨学金を貸与し、乙は学業に励むことが双方の当事者としての責務である。

第 2 条 乙が規程第 7 条、14 条、15 条に該当する場合は、貸与した奨学金を速やかに一括返済しな
ければならない。

第 3 条 本契約に記載がない事項に関しては、規程による。また、規程にない事案が生じた場合には、
甲・乙双方が誠意を持って協議する。

第 4 条 丙は、乙の本件責務について連帯して責を負う。乙が返済義務を履行出来ない場合は、丙がこ
れを代行する。

この契約の成立を証して、本契約書 3 通を作成し、各自署名捺印し、甲・乙・丙各々 1 通を所持する。

年 月 日

(貸主)

住所 石川県小松市矢崎町ナ 1 2 9 - 1
社会福祉法人大和善隣館

氏名 理事長 (印)

(借主)

住所

氏名 (印)

(連帯保証人)

住所

氏名 (印)

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

奨学生 住所
氏名

⑩

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程第 1 3 条の規定により連帯保証人の変更について届出いたします。

変更理由			
変更事項	(新)	(旧)	
フリガナ			
氏名			
住所	〒 ー	/	
電話番号			
性別	男 ・ 女		
生年月日	年 月 日		
奨学生との続柄			
勤務先情報	勤務先		
	所在地		〒 ー
	電話番号		

* 新連帯保証人の保証書（様式 1 0）及び所得証明書を添付してください。

保証書

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

新連帯保証人 住所
氏名

印

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程第13条の規定により連帯保証人の変更について届出いたします。

(氏名) は、社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、この度、旧連帯保証人(氏名) に替わり私が連帯保証人となりましたので、下記の貸付けに対し、連帯して債務を負担いたします。

借入金額	円
借入期間	年 月 日から 年 月 日

*この保証書に押印した新連帯保証人の印鑑については、市町村長の証明書を添付してください。

奨学生辞退届

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

この度、下記の事由により奨学金を辞退したいので、ご了承願います。
なお、既に貸与を受けました金_____円については、社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与
規程第 1 4 条に定められた期限までに一括返済いたします。

(申請者)
住所
氏名 ⑩

(法定代理人)
住所
氏名 ⑩

奨学金返済猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

申請者 住所
氏名 ㊟

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程第 1 6 条の規定に基づき、奨学金返済の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の養成機関名	所在地 養成機関名 卒業等年月日 年 月 日 (卒業・中退)
当初借入金額	円
当初借入期間	年 月 日から 年 月 日
返済猶予申請額	円
返済猶予を求める期間	年 月 日から 年 月 日
申請理由	
理由発生年月日	年 月 日
現在の就業先又は在学先	〒 ー 電話
	名称：
備考	

退学・休学・停学・留年・転学等届

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

届出者 住所
氏名

㊟

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程第17条に基づき、下記の事項について届出いたします。

記

届出事項 (注1)	1. 養成機関の退学 2. 養成機関の休学 3. 養成機関の停学 4. 養成機関の留年 (年次) 5. 養成機関の転学 6. その他 ()
事項理由	
届出事項の 発生年月日	年 月 日
備考	

*届出事項証明のため、以下に学校長の証明を受けてください。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(証明者)
学校名

学校長名

㊟

様式 1 4

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

(届出者)
住所
氏名

㊟

奨学生との関係 ()

奨学金の貸付けを受けた下記の者が死亡したので、関係書類を添えて届出いたします。

記

住所	
氏名	
死亡年月日	年 月 日
死亡事由	
備考	

* 証明書（死亡診断書等）の写しを添付すること

氏名・住所・電話番号・勤務先等 変更届

年 月 日

社会福祉法人大和善隣館
理事長 殿

届出者 住所
氏名

印

社会福祉法人大和善隣館 奨学金貸与規程第 17 条に基づき、下記の事項について届出いたします。

記

変更事項 *該当する変更事項に○ 印を付けて下さい。	・奨学生の（氏名・住所・電話番号） ・法定代理人の（氏名・住所・電話番号・勤務先） ・連帯保証人の（氏名・住所・電話番号・勤務先）	
	（新）	（旧）
住所	〒 ー	〒 ー
電話番号		
フリガナ		
氏名		
勤務先情報	勤務先	
	所在地	〒 ー
	電話番号	

*変更事項のみご記入ください。

個人情報の取扱い説明書

奨学金貸与の申込・利用にあたって

1 個人情報の利用目的

奨学金貸与事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、奨学金の貸付けを受けた者の修学状況を把握するとともに、奨学金の貸付・返済等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

2 個人情報の収集について（個人情報の種類・収集先）

奨学金の貸付に際して個人情報を収集する時は、別紙の「個人情報保護に対する基本方針」に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、真に必要な者に対して奨学金の貸付を行うものであるため、奨学金の貸付申請者の世帯構成員の個人情報も収集します。（様式1-2の身上調査には世帯構成員の状況を記入いただくこととなっております。）

3 個人情報の利用・提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- ① 奨学金貸付の選考
- ② 就学中又は就学した養成機関
- ③ 石川県及び市町村行政等の機関
- ④ 貸付を受けた者が貸付金の返済債務の免除を受けるまでに従事した業務従事先（対象こども園施設）
- ⑤ 司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- ⑥ その他の関係機関
- ⑦ 連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者